

学生番号								憲法基礎演習	11	
学籍	学 科			年	氏名					

第 11 回の資料を読んだうえで、以下の問いに答えて、第 11 回の演習の際に提出してください（提出物は返却しないので、必要があれば控えをとっておいてください）。

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 19 条 1 項は、一類感染症（エボラ出血熱、ペストなど）の患者等について、都道府県知事が、「一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき」に医療機関に入院することを勧告することができることと定め、同条 3 項は、勧告を受けた者が勧告に従わないときは、都道府県知事が医療機関に入院させたることのできる旨規定している。これは、憲法上の人権を侵害するものではないか。
2. 「らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする」（1 条）旧らい予防法は、憲法上どのように位置づけられるか。
3. リプロダクションに関する自己決定権は、憲法上保障されるか。保障されるとすれば、それは何条によって保障されるのか。旧優生保護法 3 条 1 項 3 号・14 条 1 項 3 号に基づく、ハンセン病患者に対する不妊手術・人工妊娠中絶は、その権利の侵害といえるか。